参考様式第５－２号

地域計画

策定年月日	令和6年2月27日
更新年月日	（　　）
目標年度	令和15年度
市町村名 （市町村コード）	袖ケ浦市 （　12229　）
地域名 （地域内農業集落名）	大鳥居地区 （大鳥居集落）

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	41.0　ha
①　農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	41.0　ha
②　田の面積	40.6　ha
③　畑の面積（果樹、茶等を含む）	0.4　ha
④　区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	14.6　ha
⑤　区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.6　ha
（参考）区域内における60才以上の農業者の農地面積の合計	－　ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	－　ha
（備考）	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積（現況地目）に基づき記載してください。
3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
5:（参考）の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

（2）　地域農業の現状及び課題

現在、地域内のほ場は10aが標準区画であり、耕作道路の幅員も狭く、水路も老朽化してきているため、農作業の効率化や水管理等の労力の削減が課題となっている。 また、中心経営体等が、地区内のほとんどのほ場を集積しているものの、耕作地の点在化及び農業機械等の個別保有により集約化が進まず、生産性の向上が課題となっている。

（3）　地域における農業の将来の在り方（作物の生産や栽培方法については、必須記載事項）

中心経営体10経営体が担っているが、今後は、ほ場整備事業の進捗に合わせ、中心経営体等を構成員とした営農組合を設立し、水稲や園芸作物を1経営体で営農していく。
主食用米、飼料用米、WCS用稲、米粉用米、飼料作物等の土地利用型作物以外に、収益性の高いレタス、スイートコーンなどの園芸作物の生産が行われている。今後も引き続き、収益性の高い品目の導入や単収向上を図る技術の検討をしていく。

2　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

（1）農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

現在、当該地区の農用地利用は、中心経営体10経営体が担っているが、ほ場整備の進捗に合わせ、中心経営体等を構成員とした「K営農組合（仮称）」を設立し、1経営体に集約していく。

（2）担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	93　%	将来の目標とする集積率	100　%

（3）農用地の集団化（集約化）に関する目標

ほ場整備の進捗に合わせ、中心経営体等を構成員とした「K営農組合（仮称）」を設立し、段階的に集約していく。

3　農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

（1）農用地の集積、集団化の取組

ほ場整備の進捗に合わせ、中心経営体等を構成員とした「K営農組合（仮称）」を設立し、1経営体に集約していく。

（2）農地中間管理機構の活用方法

所有者の意向により、地区内の大部分は農地中間管理機構をとおした貸し借りを進めてきており、引き続き将来的な経営農地の集約化を目指す。K営農組合（仮称）が設立されるまでの間に、個人の中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地中間管理機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、当該機構を通じて他の個人の中心経営体への貸付けを進めていく。

（3）基盤整備事業への取組

基盤整備事業を実施し、ほ場の大区画化や農道の幅員、用排水路の整備等を行い、さらに暗渠排水を整備し農地を汎用化することで、収益性の高い作物を増やしていく。

（4）多様な経営体の確保・育成の取組

ほ場整備事業の進捗に合わせてK営農組合（仮称）を設立し、将来的には1経営体で区域内農地をすべて営農していく。

（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組

なし

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

☑	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	☑	③スマート農業	□	④輸出	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨その他		

【選択した上記の取組内容】

①鳥獣被害防止対策

地区内において小動物（ハクビシンやアライグマ等）が出現し、一部農作物被害を受けていることから、引き続き必要に応じた対策（ワナの設置、金網柵の設置）に取り組んでいく。

③スマート農業

作業効率向上や省力化を図っていくために、スマート農業への取組を検討する。

4　地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

属性	農業を担う者（氏名・名称）	現状			10年後（目標年度：令和 15 年度）				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	A（組合構成員）	水稲、レタス、とうもろこし	4.2 ha	ha		ha	ha	K営農組合	
認農	B（組合構成員）	水稲、レタス	5.3 ha	ha		ha	ha	K営農組合	
認農	C（組合構成員）	水稲、飼料作物	4.4 ha	ha		ha	ha	K営農組合	
認農	D	水稲、レタス、とうもろこし	4.0 ha	ha		ha	ha	K営農組合	
利用者	E（組合構成員）	水稲	3.1 ha	ha		ha	ha	K営農組合	
認農	F（組合構成員）	水稲、レタス	4.9 ha	ha		ha	ha	K営農組合	
認農	G（組合構成員）	水稲、レタス	5.2 ha	ha		ha	ha	K営農組合	
認農	H（組合構成員）	水稲、レタス	7.0 ha	ha		ha	ha	K営農組合	
利用者	I	水稲	1.1 ha	ha		ha	ha	K営農組合	
利用者	J（組合構成員）	水稲	1.3 ha	ha		ha	ha	K営農組合	
集	K営農組合（仮称）	水稲、レタス、他	ha	ha	水稲・レタス、他	41.0 ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	11経営体		40.4 ha	0.0 ha		41.0 ha	0 ha		

注1：「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業体（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2：「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3：農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4：作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5：備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

５　農業支援サービス事業体一覧（任意記載事項）

番号	事業体名 （氏名・名称）	作業内容	対象品目

６　目標地図（別添のとおり）
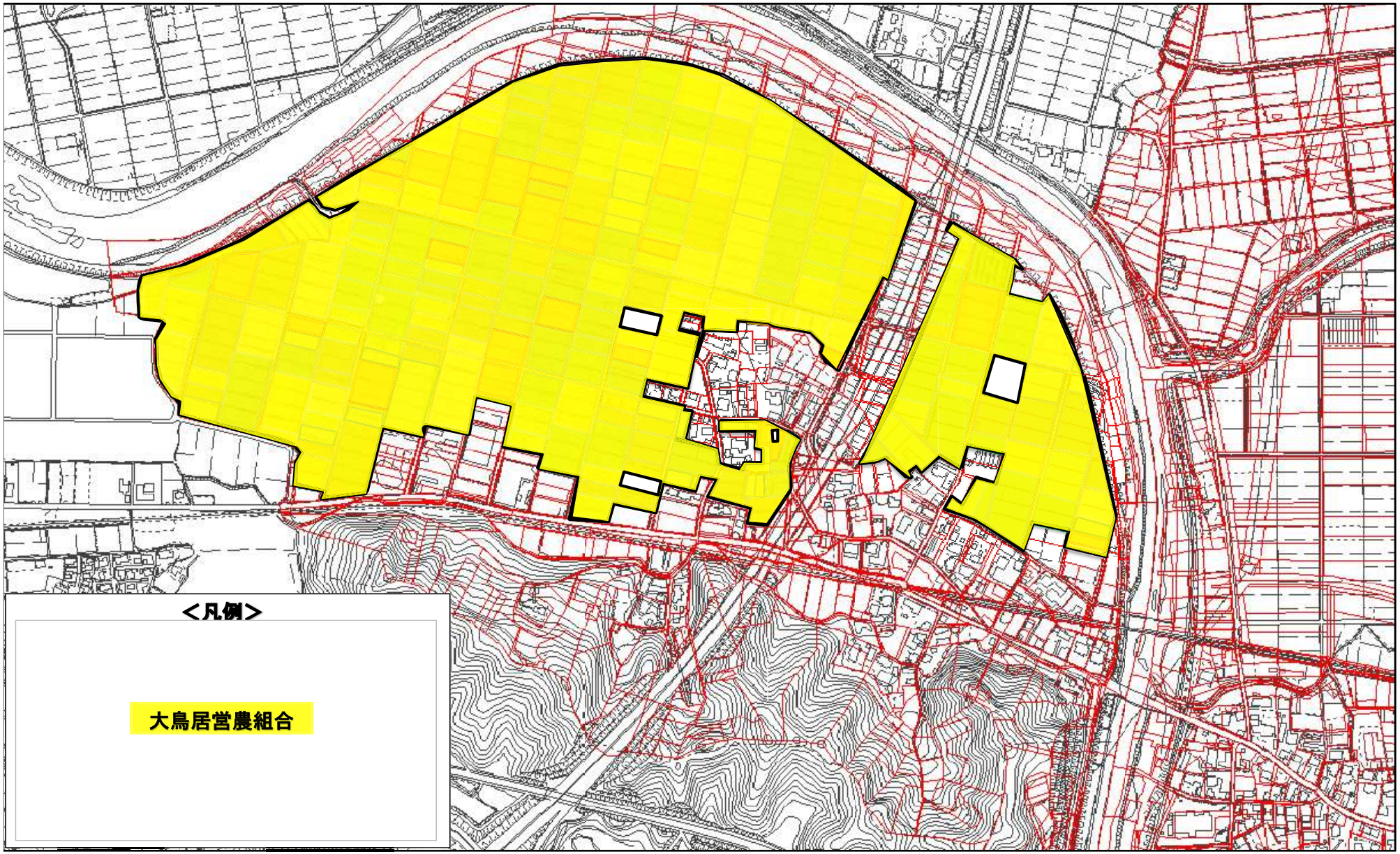
大鳥居地区　目標地図